

第2期会津若松市地域福祉計画（案）概要

地域福祉課

1 計画策定の目的

本計画は、地域福祉の推進により、地域包括ケアシステムの理念の普遍化を図り、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域を共に創る「地域共生社会」の実現を目的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、福祉分野共通の理念と取組を定めるもので、福祉分野の上位計画として位置付けます。

また、福祉サービスと成年後見制度など必要な支援を包括的に提供する必要があることから、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものです。

さらに、本計画の理念を具体的な活動につなげていく必要があることから、社会福祉協議会が策定する会津若松市社会福祉協議会地域福祉活動計画と一体として策定するものです。

3 第1期計画の検証・第2期計画の方向性

計画の推進により、子育て世代包括支援センターなどによる相談体制の充実や企業などによる認知症見守り組織など新たな地域福祉の取組につながりましたが、地域福祉活動への参加率は、計画策定前のアンケートより全世代で減少し、特に20代の参加率は引き続き低い状況にありました。

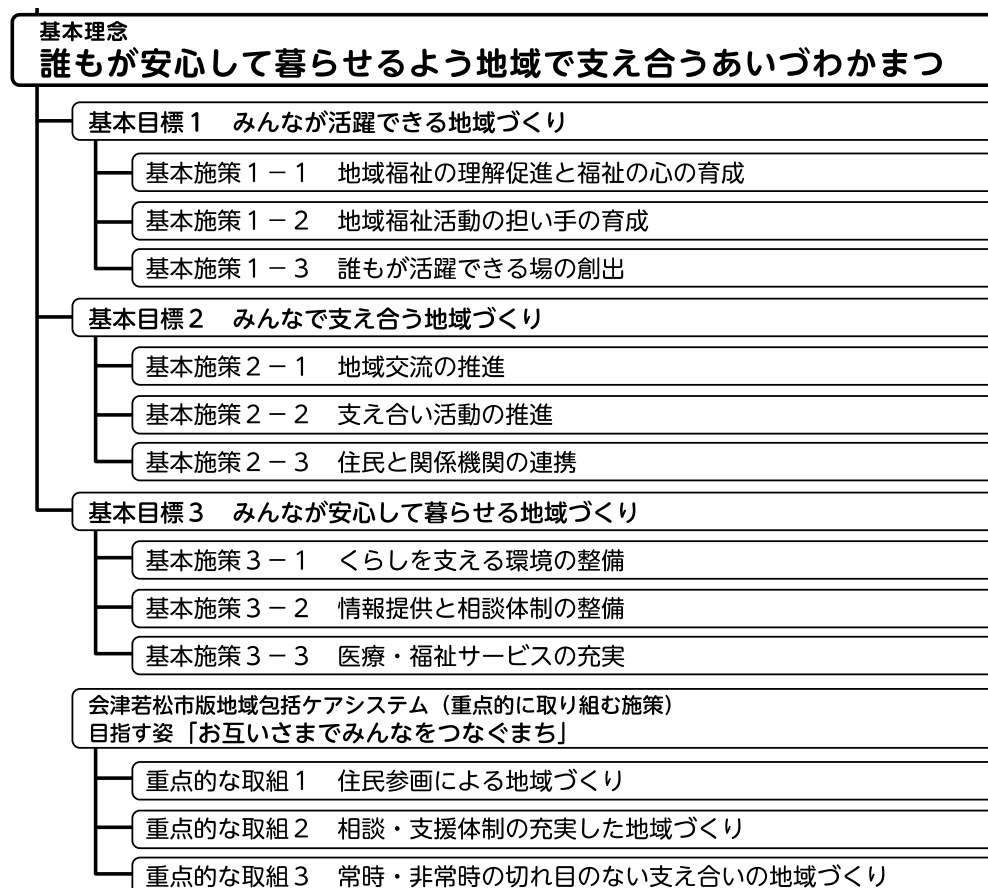
また、相談体制がよくなったと感じる人がいる一方で、本来相談したい市役所や専門職につながっていない状況もありました。

このような課題解消に向け、第2期計画においては、地域福祉活動の担い手の確保や育成、福祉以外の分野も参画した多様な主体が連携した支え合いの地域づくり、様々な相談に対応し、包括的に支援できる相談支援体制の整備を進めてまいります。

4 計画の内容及び体系

- (1) 基本理念 誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ
- (2) 体系 3つの基本目標と9つの基本施策、3つの重点的な取組で構成
- (3) 内容 別紙「会津若松市地域福祉計画・社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会地域福祉活動計画（案）」のとおり

<計画の体系図>



5 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

6 計画の進行管理

市、社会福祉協議会での内部評価に加え、市民や専門的知見を有する有識者等から構成される「会津若松市地域福祉計画等推進会議」において、毎年の取組内容を報告し、評価検証を行います。

7 これまでの経過と今後のスケジュール（予定）

令和元年 9月6日	策定方針の決定
11月6日	市地域福祉計画等推進会議（策定方針説明、アンケートの説明）
11月～12月	「地域福祉を考えるアンケート」の実施
11月～ 令和2年2月	地域福祉計画策定方針の説明（13会場 参加者数：507名）
7月27日	地域福祉計画等推進会議（アンケート結果報告）
9月～10月	地域福祉計画・地域福祉計画意見交換会（18会場 参加者数：229名）
10月6日	地域福祉計画等推進会議（計画素案策定）
11月2日	地域福祉計画等推進会議（計画素案策定）
12月24日～ 令和3年 1月22日	パブリック・コメントの実施
2月	計画の策定
4月	計画の公表